

令和6年度

関東地区土地政策推進連携協議会通常総会 次第

日 時：令和6年5月16日（木） 14：00～15：30

場 所：さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大会議室501（Web開催併用）

1. 開 会

2. 挨 拶

- ・関東地方整備局用地部長 挨拶

3. 議 題

（1）規約の変更等について（資料1）

（2）令和5年度事業報告について（資料2）

（3）令和6年度事業計画（案）について（資料3）

4. その他（資料4）

5. 閉 会

関東地区土地政策推進連携協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、関東地区土地政策推進連携協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、関係する機関等が連携することにより、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- 二 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援
- 三 地方公共団体の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 四 前各号に関する相談体制（ネットワーク）の構築
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成員)

第4条 本会の構成員は、別表1及び別表2のとおりとする。

(会長)

第5条 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり会務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が会務を代行する。

(幹事)

第6条 幹事は、会長が指名するものとし、任期は2年とする。

- 2 幹事は、第8条第4項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。

- 4 会長が必要と認めるときは、別表 1 に掲げる構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 総会は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。
- 6 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

(幹事会)

第 8 条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。
- 3 幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。
- 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する事案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項
- 5 幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。
- 6 分科会等の運営については、別に定める。

(事務局)

第 9 条 本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
- 3 事務局は、本会運営の事務を行う。

(その他)

第 10 条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成 31 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

改正後の規約は、令和 4 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

改正後の規約は、令和 4 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

改正後の規約は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

改正後の規約は、令和 6 年 5 月 16 日から施行する。

別表 1

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（会員・協力会員）

○会 員	国土交通省関東地方整備局
	法務省東京法務局
	財務省関東財務局
	農林水産省関東農政局
	林野庁
	茨城県
	栃木県
	群馬県
	埼玉県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	山梨県
	長野県
	さいたま市
	千葉市
	横浜市
	川崎市
	相模原市
○協力会員	関東弁護士会連合会
	関東ブロック司法書士会協議会
	埼玉県行政書士会
	埼玉土地家屋調査士会
	関東甲信不動産鑑定士協会連合会
	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
	一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部
	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部
	茨城県行政書士会
	栃木県行政書士会
	群馬県行政書士会
	東京都行政書士会
	神奈川県行政書士会

山梨県行政書士会
長野県行政書士会
千葉県行政書士会

別表 2

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（特別会員）

- 特別会員
- 茨城県内の市町村
 - 栃木県内の市町村
 - 群馬県内の市町村
 - 埼玉県内の市町村（さいたま市を除く。）
 - 千葉県内の市町村（千葉市を除く。）
 - 東京都内の市区町村
 - 神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
 - 山梨県内の市町村
 - 長野県内の市町村

関東地区土地政策推進連携協議会規約 新旧対照表

(下線の部分は変更部分)

変更後	変更前
関東地区土地政策推進連携協議会規約 (名称) 第1条 本協議会は、関東地区土地政策推進連携協議会（以下「本会」という。）と称する。 (目的) 第2条 本会は、関係する機関等が連携することにより、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。 (活動) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援 二 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援 三 地方公共団体の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援 四 前各号に関する相談体制（ネットワーク）の構築 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと (構成員) 第4条 本会の構成員は、別表1及び別表2のとおりとする。 (会長) 第5条 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。	関東地区土地政策推進連携協議会規約 (名称) 第1条 本協議会は、関東地区土地政策推進連携協議会（以下「本会」という。）と称する。 (目的) 第2条 本会は、関係する機関等が連携することにより、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。 (活動) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援 二 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援 三 地方公共団体の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援 四 前各号に関する相談体制（ネットワーク）の構築 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと (構成員) 第4条 本会の構成員は、別表1及び別表2のとおりとする。 (会長) 第5条 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故等があり会務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が会務を代行する。 (幹事) 第6条 幹事は、会長が指名するものとし、任期は2年とする。 2 幹事は、第8条第4項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。 (総会) 第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、別表1に掲げる構成員をもって構成する。 2 通常総会は、年1回開催する。 3 臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。 4 会長が必要と認めるときは、別表1に掲げる構成員以外の者に出席を求めることができる。 5 総会は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。 6 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。 (幹事会) 第8条 総会の下に幹事会を置く。 2 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。 3 幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項 二 総会に提出する事案に関する事項 三 総会が幹事会に委任した事項 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項 5 幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。 6 分科会等の運営については、別に定める。	3 会長に事故等があり会務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が会務を代行する。 (幹事) 第6条 幹事は、会長が指名するものとし、任期は2年とする。 2 幹事は、第8条第4項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。 (総会) 第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、別表1に掲げる構成員をもって構成する。 2 通常総会は、年1回開催する。 3 臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。 4 会長が必要と認めるときは、別表1に掲げる構成員以外の者に出席を求めることができる。 5 総会は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。 6 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。 (幹事会) 第8条 総会の下に幹事会を置く。 2 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。 3 幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項 二 総会に提出する事案に関する事項 三 総会が幹事会に委任した事項 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項 5 幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。 6 分科会等の運営については、別に定める。
---	---

(事務局) 第9条 本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。 2 事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。 3 事務局は、本会運営の事務を行う。 (その他) 第10条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 本規約は、平成31年2月5日から施行する。 附 則 改正後の規約は、令和4年5月17日から施行する。 附 則 改正後の規約は、令和4年7月26日から施行する。 附 則 改正後の規約は、令和5年5月16日から施行する。 <u>附 則</u> <u>改正後の規約は、令和6年5月16日から施行する。</u> 別表1 関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（会員・協力会員） ○会 員 国土交通省関東地方整備局 法務省東京法務局 財務省関東財務局 農林水産省関東農政局 林野庁 茨城県	(事務局) 第9条 本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。 2 事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。 3 事務局は、本会運営の事務を行う。 (その他) 第10条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 本規約は、平成31年2月5日から施行する。 附 則 改正後の規約は、令和4年5月17日から施行する。 附 則 改正後の規約は、令和4年7月26日から施行する。 附 則 改正後の規約は、令和5年5月16日から施行する。 別表1 関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（会員・協力会員） ○会 員 国土交通省関東地方整備局 法務省東京法務局 財務省関東財務局 農林水産省関東農政局 林野庁 茨城県
--	---

○協力会員 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 関東弁護士会連合会 関東ブロック司法書士会協議会 埼玉県行政書士会 埼玉土地家屋調査士会 関東甲信不動産鑑定士協会連合会 公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部 茨城県行政書士会 栃木県行政書士会 群馬県行政書士会 東京都行政書士会 神奈川県行政書士会 山梨県行政書士会 長野県行政書士会 <u>千葉県行政書士会</u>	○協力会員 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 関東弁護士会連合会 関東ブロック司法書士会協議会 埼玉県行政書士会 埼玉土地家屋調査士会 関東甲信不動産鑑定士協会連合会 公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部 茨城県行政書士会 栃木県行政書士会 群馬県行政書士会 東京都行政書士会 神奈川県行政書士会 山梨県行政書士会 長野県行政書士会
---	---

別表2

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（特別会員）

- 特別会員
- 茨城県内の市町村
 - 栃木県内の市町村
 - 群馬県内の市町村
 - 埼玉県内の市町村（さいたま市を除く。）
 - 千葉県内の市町村（千葉市を除く。）
 - 東京都内の市区町村
 - 神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
 - 山梨県内の市町村
 - 長野県内の市町村

別表2

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（特別会員）

- 特別会員
- 茨城県内の市町村
 - 栃木県内の市町村
 - 群馬県内の市町村
 - 埼玉県内の市町村（さいたま市を除く。）
 - 千葉県内の市町村（千葉市を除く。）
 - 東京都内の市区町村
 - 神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）
 - 山梨県内の市町村
 - 長野県内の市町村

関東地区土地政策推進連携協議会
令和 5 年度事業報告

1. 総 会

(1) 通常総会

日 時 令和 5 年 5 月 1 6 日 (火)
開催方法 会場 (さいたま新都心合同庁舎 2 号館)、ライブ配信 (Microsoft Teams)
議 題 (1) 規約の変更等について
(2) 令和 4 年度事業報告について
(3) 令和 5 年度事業計画 (案) について

2. 幹事会

(1) 第 1 回幹事会

日 時 令和 5 年 4 月 2 7 日 (木)
開催方法 Web 会議 (Microsoft Teams)
議 題 (1) 規約の変更等について
(2) 令和 4 年度事業報告について
(3) 令和 5 年度事業計画 (案) について

(2) 第 2 回幹事会

日 時 令和 6 年 3 月 8 日 (金)
開催方法 Web 会議 (Microsoft Teams)
議 題 (1) 規約の変更等について
(2) 令和 5 年度事業報告について
(3) 令和 6 年度事業計画 (案) について
(4) 令和 6 年度通常総会での協力会員からの報告について

3. 講演会 (所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー)

(1) ①「相続土地国庫帰属法について」

②「相続登記促進のための諸制度について」

～表題部所有者不明土地解消作業及び長期相続登記未了土地解消作業を中心に～

開 催 日 令和 5 年 7 月 2 8 日 (金)
実施方法 ライブ配信 (Microsoft Teams)
動画共有サービスサイト (YouTube) への掲載
公開期間 令和 5 年 8 月 4 日～令和 6 年 3 月 3 1 日
講 師 東京法務局 民事行政部不動産登記部門 栗田裕正表示登記専門官

- (2) ①「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律について」
 ②「空き家対策の事例について～超リアル！都市型空き家問題 奮闘記～」

開催日 令和5年9月25日(月)
 実施方法 ライブ配信(Microsoft Teams)
 動画共有サービスサイト(YouTube)への掲載
 公開期間 令和5年12月12日～令和6年6月30日
 講師 ①関東地方整備局建政部 住宅整備課長 井波 まどか 氏
 ②一般社団法人まちなか整備・管理機構 代表理事 葛生 貴昭 氏

- (3) ①「未利用国有地の管理处分について」
 ②「所有者不明農地について」
 ③「所有者不明森林への対応について」

開催日 令和5年11月29日(水)
 実施方法 ライブ配信(Microsoft Teams)
 動画共有サービスサイト(YouTube)への掲載
 公開期間 令和5年12月15日～令和6年6月30日
 講師 ①関東財務局 管財第一部 管財総括第三課 国有財産管理官 岩久保 佳宏 氏
 ②関東農政局 経営・事業支援部 農地政策推進課長 高嶋 政幸 氏
 ③林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 企画係長 武山 泰之 氏

4. 講習会

- (1) ①「土地所有者等の探索方法について」
 ②「所有者探索事例について」～多数相続(家督相続・隠居及び相続人が外国居住)の場合～

開催日 令和5年10月25日(水)
 実施方法 ライブ配信(Microsoft Teams)
 動画共有サービスサイト(YouTube)への掲載
 公開期間 令和5年12月12日～令和6年6月30日
 講師 ①埼玉司法書士会 事務局長
 埼玉県公共嘱託登記司法書士協会 代表理事
 佐瀬 比幸子 氏
 ②株式会社大和設計 代表取締役社長 大内 和典 氏
 株式会社東光測建 代表取締役社長 鈴木 繁 氏

- (2) ①「つるおかランド・バンク ファーストペンギンの現状」
 ②「空き家・空き地対策について」

開催日 令和5年12月18日(月)
 実施方法 ライブ配信(Microsoft Teams)
 動画共有サービスサイト(YouTube)への掲載
 公開期間 令和6年1月22日～令和6年6月30日
 講師 ①特定非営利活動法人つるおかランド・バンク 理事長 廣瀬 大治 氏
 ②山形県鶴岡市 建設部都市計画課 専門員 高嶋 伸 氏

5. 交渉スキル研修

開催日 令和5年10月18日(水)
 実施方法 会場(さいたま新都心合同庁舎2号館)
 内容 用地交渉の実践的な交渉スキル習得のための実務研修
 講師 (株)話し方研究所 山口 忠嗣

6. 個別事案相談会

- (1) 実施日及び開催場所

【神奈川県開催】

実施日 令和5年9月20日(水)
 開催場所 神奈川県横浜西合同庁舎6階会議室6A

【埼玉県開催】

実施日 令和5年9月27日(水)
 開催場所 埼玉県庁衛生会館3階531会議室

【山梨県開催】

実施日 令和5年10月3日(火)
 開催場所 山梨県庁県土整備部用地課別館3階打合せ室

【茨城県開催】

実施日 令和5年10月12日(木)
 開催場所 茨城県庁9階共用会議室901

【長野県開催】

実施日 令和5年10月31日(火)
 開催場所 長野県庁西庁舎1階西108号会議室

【群馬県開催】

実施日 令和5年11月7日（火）

開催場所 群馬県庁21階211会議室

【東京都開催】

実施日 令和5年11月13日（月）

開催場所 東京都庁第二本庁舎6階北側6B会議室

【栃木県開催】

実施日 令和5年12月6日（水）

開催場所 栃木県庁研修館4階402会議室

【千葉県開催】

実施日 令和5年12月14日（木）

開催場所 千葉県庁中庁舎4階県土整備部会議室

（2）実施内容 別添資料P20、21のとおり

7. 制度利用促進対応

個別事案相談会と同日に実施。

8. アンケート調査

調査対象 特別会員（地区内の市区町村415自治体）

実施日 令和6年1月9日（火）～1月22日（月）

※回答結果を踏まえて令和6年度事業計画案を作成。

	神奈川会場	埼玉会場	山梨会場	茨城会場	長野会場	群馬会場	東京会場	栃木会場	千葉会場
1.開催日	9月20日(水)	9月27日(水)	10月3日(火)	10月12日(木)	10月31日(火)	11月7日(火)	11月13日(月)	12月6日(水)	12月14日(木)
2-1. 個別事案相談会 開催場所	神奈川県横浜西合同庁 舎内会議室	埼玉県庁内 会議室	山梨県庁内 会議室	茨城県庁内 会議室	長野県庁内 会議室	群馬県庁内 会議室	東京都庁内 会議室	栃木県庁内 会議室	千葉県庁内 会議室
2-2. 相談内容	所有者不明土地管理制度の活用について	相続に伴う登記手続きが完了されていない土地の買収契約について	法務局による筆界未定地作成事案の処理について	土地所有者不明に伴い、管理人選任に関する事	道路用地として取得対象の土地のうち、相続に伴う登記手続きが数代にわたりにされていない土地について	本事業により接続する既存の(主)高崎渋川線の拡幅にかり、表題部登記のみで住所のない登記名義人が1/6ずつ共有する墓地の取得について	相続に伴う登記手続きが数代にわたりにされていない土地について	道路築造に伴う鉄塔移設補償について	地籍調査区域内の相続人不存在の土地の取扱い
				登記簿表題部の所有者欄に「大字持」と記載されている不動産の所有権移転登記について			隣接地権者が境界確定未了の場合の契約について		地籍調査区域に隣接する土地で相続人不存在の土地の取扱い
						相続に伴う登記手続きが数代にわたりにされていない相続人多数による共有土地及びその土地の上に存する補償物件について	関連移転に伴う東京都との調整について		地図の備え付けのない土地(公園自体がない土地)の買収を行う必要があるため、当該土地の公園をどのように登記し買収するか
				表題部所有者不明土地(共有土地)の所有者調査について			敷地の境界確定に際して頂けない地権者に対する用地取得の進め方について		相続に伴う登記手続きが数代にわたりにされていない土地について
	建物移転を伴わない用地買収における既存不適格への対応について	借地権が設定されている土地に係る補償の考え方について	地籍調査事業の認証済み地区の法務局持込について	所有者不明土地対策計画の策定の進め方等について	土地の所有者の所在が明らかでない土地の調査について(別日対応)	区画整理事業区域内における所有者不明建物の権利について	施行予定区域内の所在不明権利者の所在について(別日対応)	60名共有地の土地取得等について	墓地の永代使用料の補償及び算定について(別日対応)
							調査が難航している事案の解決方法(別日対応)		所有者不明土地法の活用方法について(別日対応)

令和5年度個別事案相談会開催状況②



【神奈川県】



【埼玉県】



【山梨県】



【茨城県】



【長野県】



【群馬県】



【東京都】



【栃木県】



【千葉県】

関東地区土地政策推進連携協議会 令和6年度事業計画

〔1〕総会

- 1 日 時 : 令和6年5月16日(木) 14:00～15:30
- 2 場 所 : さいたま新都心合同庁舎2号館(Web会議併用)
- 3 予定議題 : ①規約の変更等について
②令和5年度事業報告について
③令和6年度事業計画(案)について

〔2〕幹事会

項目 回	時 期	実施方法 又は場所	議 題
第1回	令和6年 4月23日	Web会議 (Microsoft Teams)	① 規約の変更等について ② 令和5年度事業報告について ③ 令和6年度事業計画(案)について
第2回	令和7年 3月上旬	Web会議 (Microsoft Teams)	① 令和6年度事業報告について ② 令和7年度事業計画(案)について ③ その他

〔3〕講演会

(1) テーマ(案)

- 不動産登記法の改正(相続登記の義務化等)
- 民法の改正(相隣関係・共有・相続・財産管理制度)

(2) 会 場: ライブ配信(Microsoft Teams)、動画配信(YouTube)

(3) 日 程: 2回/年

〔4〕実務講習会

(1) テーマ(案)

- 土地所有者等の探索方法(表題部所有者不明土地等)
- 空き家対策の事例について
- 不動産登記手続(登記申請、筆界特定制度、土地境界「みなし確認」等)

(2) 会 場: ライブ配信(Microsoft Teams)、動画配信(YouTube)

(3) 日 程: 3回/年

〔5〕個別事案相談会

(1) 実施 (案)

所有者不明土地及び地籍調査等が事業上の支障となっている案件等の個別相談について、連携協議会事務局と各法務局職員が連携し、相談対応

(2) 会 場：各都県にて確保可能な会議室等

(制度利用促進対応と同日開催を想定)

(3) 日 程：令和6年9月～令和6年12月予定【各都県1回開催(予定)】

〔6〕制度利用促進対応

(1) 実施 (案)

所有者不明土地法に規定されている制度について、各都県における取組状況を確認し、問題点を整理のうえ制度利用の促進を図る

(2) 会 場：各都県にて確保可能な会議室等(相談会と同日実施を想定)

(3) 日 程：令和6年9月～令和6年12月予定【各都県1回実施(予定)】

〔7〕アンケートの実施

(次年度の協議会活動(講演会、講習会等)等に関する要望等調査)

- ・市区町村へのアンケートの配布(415自治体) 1月

※アンケート項目、様式等については、会員及び協力会員に事前に照会。

- ・アンケート結果の集計・分析、支援メニュー案等検討(事務局) 2月

※第2回幹事会(令和7年3月上旬予定)において、集計・分析結果及び結果を踏まえた次年度事業計画案等を事務局から提示。

令和6年度 講演会、実務講習会及び個別事案相談会について(案)

【資料3】別添

開催方法	開催(予定)日	テーマ案	内容詳細、理由等	講師
講演会				
Web	R6.7	不動産登記法の改正(相続登記の義務化等)	・R6.4.1施行の相続登記の義務化についての解説(相続人申告登記)、R6.3.1施行の戸籍法改正についての解説 (特別会員へのアンケートを実施した結果、開催要望が多かった項目)	協力会員(司法書士)
	R6.11	民法の改正(相続関係・共有・相続・財産管理制度)	・R3民法改正(所有者不明土地等関係)の解説、事例の紹介(民民間のトラブルなど) (特別会員へのアンケートを実施した結果、開催要望が多かった項目)	協力会員(弁護士)
実務講習会				
Web	R6.9	土地所有者等の探索方法(表題部所有者不明土地等)	・表題部所有者不明土地解消作業の解説及び具体的事例の紹介、表題部所有者不明土地の具体的な探索方法の紹介など (特別会員へのアンケートを実施した結果、開催要望が多かった項目)	会員(東京法務局)
	R6.10	空き家対策の事例について	・具体的な空き家対策、活用事例についての紹介 (特別会員へのアンケートを実施した結果、開催要望が多かった項目)	協力会員(宅建業協会)
	R6.12	不動産登記手続(登記申請、筆界特定制度、土地境界「みなし確認」等)	・表示登記の申請(運用見直し)について ・筆界特定制度手続きの流れ(地籍調査における活用事例の紹介)など (特別会員へのアンケートを実施した結果、開催要望が多かった項目)	協力会員(土地家屋調査士)
個別事案相談会等				
各都県	R6.9～R6.12	個別事案相談会	各都県に関東地整職員が出向き、各地方法務局職員と連携して所有者不明土地等に関する相談会を実施	関東地方整備局 各法務局
		制度利用促進対応	各都県における所有者不明土地問題等の解決に向けた取組に関する相談対応	関東地方整備局

令和 6 年度 関東地区土地政策推進連携協議会年間スケジュール（案）

年度等		関東地区土地政策推進連携協議会年間スケジュール					
R 5 年度	4 月	4/27	幹事会 (Web会議)	規約の変更、R 5 年度事業計画（案）等の審議及び決定	個別相談会（9会場）開催	制度利用促進対応実施	働きかけ（市区町村）実施予定
	5 月	5/16	総会 (Web会議併用)	規約の変更、R 5 年度事業計画（案）等の審議及び決定			
	6 月						
	7 月	7/28		・講演会（連続実務セミナー（第 1 回）） ※ライブ配信（MicrosoftTeams）＋オンデマンド配信（YouTube）			
	8 月						
	9 月	9/25		・講演会（連続実務セミナー（第 2 回）） ※ライブ配信（MicrosoftTeams） ＋オンデマンド配信（YouTube）			
	10 月	10/25		・講習会（第 1 回） ※ライブ配信（MicrosoftTeams） ＋オンデマンド配信（YouTube）			
	11 月	11/29		・講演会（連続実務セミナー（第 3 回）） ※ライブ配信（MicrosoftTeams） ＋オンデマンド配信（YouTube）			
	12 月	12/18		・講習会（第 2 回） ※ライブ配信（MicrosoftTeams） ＋オンデマンド配信（YouTube）			
	1 月			アンケートの実施			
	2 月						
	3 月	中旬	幹事会 (Web会議)	R 5 年度事業実施結果報告 R 6 年度事業計画（案）の検討			
R 6 年度	4 月	下旬	幹事会 (Web会議)	規約の変更、R 6 年度事業計画（案）等の審議及び決定	個別相談会（9会場）開催予定	制度利用促進対応実施予定	働きかけ（市区町村）実施予定
	5 月	5/16	総会 (Web会議併用)	規約の変更、R 6 年度事業計画（案）等の審議及び決定			
	6 月						
	7 月	下旬		・講演会（第 1 回） ※ライブ配信（MicrosoftTeams）＋オンデマンド配信（YouTube）			
	8 月						
	9 月	中旬		・実務講習会（第 1 回） ※ライブ配信（MicrosoftTeams） ＋オンデマンド配信（YouTube）			
	10 月	中旬		・実務講習会（第 2 回） ※ライブ配信（MicrosoftTeams） ＋オンデマンド配信（YouTube）			
	11 月	中旬		・講演会（第 2 回） ※ライブ配信（MicrosoftTeams） ＋オンデマンド配信（YouTube）			
	12 月	上旬		・実務講習会（第 3 回） ※ライブ配信（MicrosoftTeams） ＋オンデマンド配信（YouTube）			
	1 月			アンケートの実施			
	2 月						
	3 月	上旬	幹事会 (Web会議)	R 6 年度事業実施結果報告 R 7 年度事業計画（案）の検討			

４．その他

会員の取組状況の報告について

○埼玉県行政書士会・・・P21～30

○日本補償コンサルタント協会関東支部

○神奈川県・・・P31～35



関東地区における 行政書士会の 活動紹介

R 5 年度版

日本行政書士会連合会副会長

埼玉県行政書士会会長 関口 隆夫

行政書士業務

「官公署に提出する書類」の作成とその代理、相談業務

「権利義務に関する書類」の作成とその代理、相談業務

「事実証明に関する書類」の作成とその代理、相談業務

その他特定業務

例えば、

解決★ユキマサくん!

困ったときは
ユキマサに
相談ニヤ!

ユキマサ紹介

猫の行政書士を目指すユキマサくんは
コスモスタウンのみんなのよき相談相手。
今日も誰かの困ったを解決!できるかな?

くらしまもる (38才)
コスモスタウンで働く行政書士。法律の勉強を欠かさない街のみんなに頼られる好青年。

ユキマサ (5才)
くらしまもるの飼い猫。まもる先生の仕事を観察しながら、猫社会の行政書士を目指している。

成年後見編 volume.01

在留許可編 volume.02

自動車登録編 volume.03

農地転用編 volume.04

飲食店営業許可申請手続編 volume.05

遺産相続編 volume.06

風俗営業編 volume.07

民泊編 volume.08

建設業許可編 volume.09

coming soon volume.10

行政書士業務と空き家を含む低未利用地の活用

空き家、低未利用地の活用と行政書士業務は密接に関連

- 管理不全空き家の予防・・・相続、遺言、成年後見、信託契約
- 隣地空き家対策・・・相隣関係・内容証明郵便
- 空き家の利活用・・・福祉施設、飲食店、民泊の許可等
- 空き地に放置車両・・・自動車登録関連業務
- 農地の利活用・・・農地転用・開発許可
- 地域福利増進事業における都道府県知事への裁定申請
- その他、業務上のネットワークを利用すれば・・・
 - ・ 宅建業者、建設会社（リフォーム等）、解体工事業者さんの紹介
 - ・ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士さんの紹介
 - ・ 障害者グループホーム、外国人労働者の寮など利活用先も・・・



日本行政書士会連合会 公認キャラクター ユキマサくん

一般向けセミナーの実施

行政書士
記念日事業

相続・空家セミナー



日本行政書士会連合会 公式キャラクター
ユキマサくん

タイムスケジュール

12:00 ~ 16:30 **個別相談会**
(セミナーと同時に開催)

13:00 **開会**

13:10 ~ 13:55 **相続おしかけ講座**

14:10 ~ 15:30 **相続・空家の
パネルディスカッション**

相続や空家の問題事例について、
行政書士、税理士、司法書士、宅建士が
ズバツと解説いたします。

15:30 **閉会**



日時 令和6年 2月22日(木)
12:00~16:30【開会】13:00

会場 浦和コミュニティセンター
多目的ホール
【浦和駅東口・コムナール10階】

参加費無料 予約:不要
入退場:自由



埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11-1

主催:埼玉県行政書士会 後援:さいたま市
お問い合わせ先:埼玉県行政書士会 048-833-0900

活動の一例

一般向け冊子の作成



空き家をめぐる ケーススタディ

「親の家を相続したけれど、老朽化しているから住めない。貸せない。空き家のままで困っている。」また「夫婦で暮らすこの家も、子供たちはそれぞれ独立して持ち家があるから、自分たちが住まなくなったら、空き家になる」という不安を感じている方は、多いと思います。

30代40代の子育て期の思い出がぎっしり詰まった実家も、その後50年経ち相続する頃には、それなりに老朽化しています。

家・土地という不動産は、一家の大きな財産ですが、それをどう有効活用していくか。「財産を遺すのだから、あとは好きにしてくれ。」という時代ではなくなりました。次の世代にあなたはどんな「家」を伝えますか。

東京都行政書士会は、空き家の発生予防のためのセミナーや講演会活動と共に、現に空き家を相続して、処分や賃貸などの利活用について、お悩みの空き家所有者の相談にのる専門職のワンストップ相談事業者として活動しています。

空き家をめぐる事情は一軒一軒異なります。それぞれの家族の抱える個別事情を汲み取り、各人の思いに寄り添った解決策と空き家のない豊かな地域づくりへの参考となるケースをご紹介します。

CASE 01	空き家を放置すると地域住民の大迷惑に!	15
CASE 02	祖父から孫への代継相続はどうするの?	17
CASE 03	母とその成年後見人の私が共有している空き家を売却したい。	19
CASE 04	空き家になった賃貸アパートの相続を「代償分割」により解決!	21
CASE 05	共有名義の家を売却したいが共有者が売却に反対している。	23
column .01	「デジタル遺産」を考える	24
CASE 06	費用負担少なく、実家をリフォームして賃貸するには?	25
CASE 07	借地上的三軒長屋の1室を相続。狭小物件でも諦めず解決に。	27
CASE 08	接道要件を満たしていない空き家を売却できますか?	29
CASE 09	隣地境界が不明な空き家は どうしたらいいの?	30
CASE 10	マンション所有者が施設に入所、管理費等負担が増えるばかり。	31
column .02	空き家バンクに登録しよう!	33
column .03	外国人と暮らすダイバーシティ 外国人に住まいを貸すときの心構え	34
CASE 11	私一人に実家の空き家管理が! 母に遺言書を残して欲しいが...	35
CASE 12	地方に実家がある私。親や家のこと、空き家予備軍にならないために。	37
column .04	「家」とは誰のものか	39

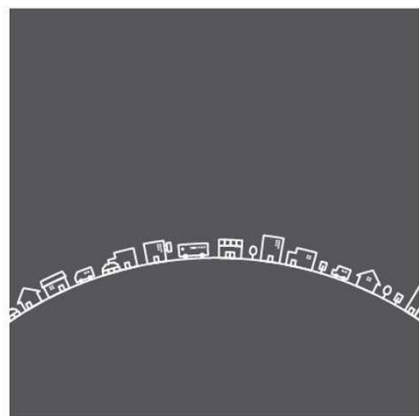
活動の一例

★東京都行政書士会の 研修会テキスト

令和5年度シリーズ研修会

第3回「空き家問題相談員養成講座」

テキスト



東京都行政書士会空き家対策特別委員会

「空き家問題相談員養成講座」テキスト 目次

- P1 「空き家問題相談員養成講座」開設3年を経過して
東京都行政書士会 会長 宮本 重則
- P2 空き家対策シリーズ研修・修了者の「空き家問題相談員」呼称付与3年目を迎えて
東京都行政書士会 副会長 田崎 敏男
- P3 目次
- P4-13 8年の施行を経ての空家法2023年改正
講師 上智大学法学部 教授 北村 喜宣
- P14-18 空家関連法規（民法・借地借家法など）
講師 行政書士・弁護士 佐藤 力
- P19-25 不動産流通事業、および、不動産の関わる案件の対応について
講師 東急リパブル株式会社 経営管理本部 顧客戦略推進課 中村 慎治
- P26-30 行政書士が空き家対策で知っておきたい建築・不動産の基礎知識について
講師 中野区職員（元空き家対策担当者） 松岡 政樹
- P31-45 行政書士としてマンションの空き室問題を考える
講師 行政書士・マンション管理士 阿部 誠
- P46-53 空き家の税金について
講師 公認会計士・税理士・行政書士 小林 佳与
- P54-61 民法、不動産登記法等の改正による所有者不明土地の登記及び管理の適正化について
講師 神奈川大学法学部 教授 幸田 雅治
- P62-67 空き家相談業務について
講師 行政書士 帆秋 啓史
- P68-74 令和5年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業
講師 行政書士 河口 良伍
- P75-77 講師プロフィール
- P78 編集後記
東京都行政書士会 空き家対策特別委員会 委員長 津田 陽一

行政書士の研鑽

★埼玉県行政書士会の 研修会内容

研修会開催について

相続・空き家相談員養成研修（シリーズ研修 全8回）
①相続土地国庫帰属制度・相続登記申請の義務化・自筆証書遺言書保管制度について 令和5年9月4日（月）14:00～16:30 ZOOM または 埼玉教育会館201・202 講師 さいたま地方法務局 不動産登記部門 統括登記官 大野英則様 他 ★第1回目は民事法務部との合同開催の研修です。 ★このシリーズ研修に申込をされた方は、民事法務部への参加申込は不要です。
②特殊な相続事例について 令和5年9月20日（水）15:00～17:00 ZOOMのみ 講師 船川喜正先生（上尾支部会員）
③空き家の利活用～建築基準法・都市計画法・農地法について～ 令和5年10月4日（水）15:00～17:00 ZOOMのみ 講師 農地開発部長 福嶋輝幸先生（飯能支部会員）
④空き家の利活用～賃貸借契約、売買契約、旧借地法について～ 令和5年10月11日（水）15:00～17:00 ZOOMのみ 講師 弁護士 松岡正高先生
⑤空き家に関する近年の民法改正について 令和5年10月18日（水）15:00～17:00 ZOOMのみ 講師 法務省民事局 ご担当者様 ※臨時国会の状況により日程変更があり得ます。
⑥管理不全空き家の予防～民事信託について～ 令和5年11月8日（水）15:00～17:00 ZOOMのみ 講師 司法書士 押井崇先生（浦和支部会員）
⑦空き家と相続に関する税について 令和5年11月15日（水）15:00～17:00 ZOOMのみ 講師 税理士 永澤英樹先生（大宮支部会員）
⑧空き家対策特別措置法・埼玉県内の空き家の状況等について 令和5年12月7日（木）14:00～16:30 ZOOM または 埼玉教育会館201・202 講師 埼玉県都市整備部 建築安全課 企画ご担当者様

(令和6年2月15日 東京都行政書士会 研修資料)

相続土地国庫帰属制度の概要

東京法務局不動産登記部門
相続土地国庫帰属審査室
統括登記官 宮代智雅



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキョス」

改正空家特措法の概要

令和6年1月24日

国土交通省 住宅局
住宅総合整備課 住環境整備室
企画専門官 恵崎 孝之



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

東京都行政書士会主催研修会

「所有者不明土地所有者の探索調査の課題と

行政書士実務に期待されること

—近年の政策動向を踏まえて—

2023年2月

吉原祥子



相続登記の申請義務化について

「所有者不明土地」問題と
相続・不動産の新ルールの概要



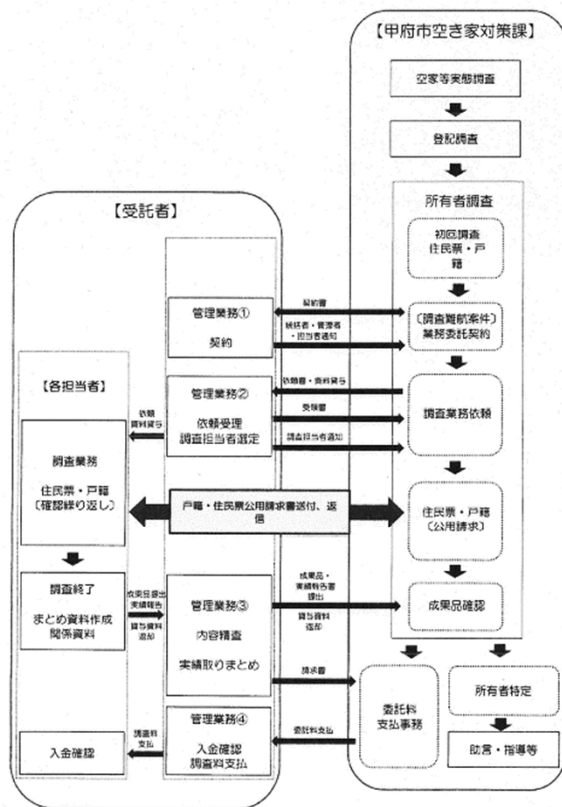
所有者不明土地探索委員

土地家屋調査士 石野貢男

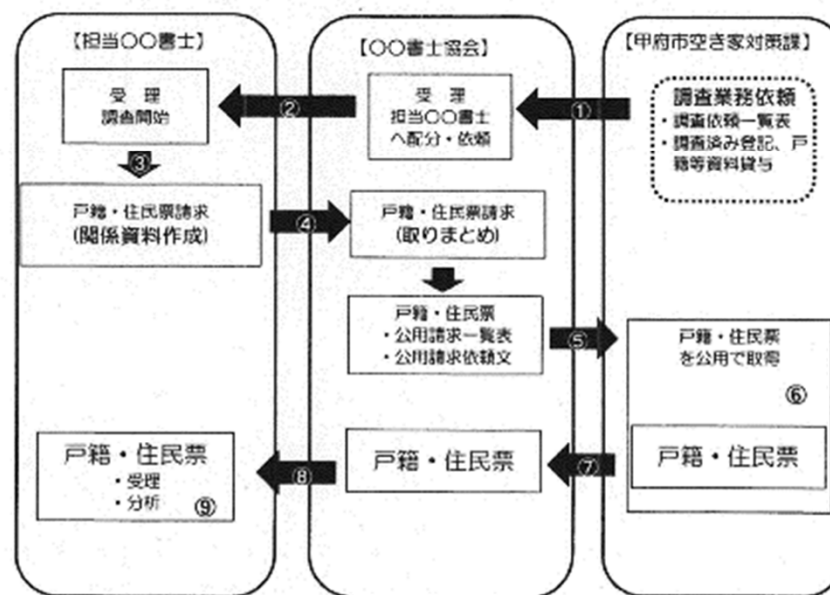
活動の一例

市町村との連携（甲府市）

【空き家所有者等調査業務 事務処理フロー図】



【空き家所有者等調査業務 戸籍・住民票等請求フロー図】



- ① 協会に相続等調査依頼の一覧表と調査済みの登記簿、戸籍等を貸与する
 - ② 依頼を受け、担当〇〇書士へ調査を分配し資料等を貸与
 - ③ 協会の依頼を受け、相続関係を調査し、必要な戸籍等の依頼文等を作成
 - ・送付用、返信用封筒は市で用意
 - ④ 依頼文を担当〇〇書士から受理し、整理する
 - ・依頼文について、担当〇〇書士はメールで返信
 - ⑤ 必要戸籍等の請求を市に依頼する
 - ・依頼についてはメールで市の担当者に送信(一覧表も同時に添付)
 - ⑥ 市で請求都市へ公用請求し、戸籍等を取得する
 - ⑦ 取得した戸籍等を、甲府市から協会へ転送する
 - ⑧ 協会は、甲府市から受理した戸籍等を担当〇〇書士へ転送する。
 - ⑨ 戸籍等を受理し調査する
- 必要に応じて、④から繰り返し

※公用請求の依頼については、メールでのやり取りとするが、個人情報であることから、圧縮ファイルとして、パスワードでのセキュリティ対策を行う。

活動の一例

都道府県との連携（埼玉県）

相続おしかけ講座

～将来、家族に負担をかけないための『相続ココだけの話』～

- 講師は、相続に詳しい行政書士や司法書士
- 高齢者サロン、自治会などの集いに講師を派遣
- 対話形式で相談しやすい講座です

※当該年度の予算が無くなり次第、講師の派遣は終了しますので予め御承知ください。

ぜひ、お申込みください！

相続おしかけ講座 とは

「自分に何かがあったとき・・・」「認知症になったとき・・・」
家族に負担をかけないために『今できること』って何だろう・・・。

そんな悩みに
お応えします！

相続や認知症への“備え”について
専門家が分かりやすく説明してくれる講座です

お申込み方法

- ① 裏面の市町村窓口へ問合せ、申込書を入力
- ② 申込書に必要事項を記入し、市町村窓口へ提出

※申込書は、希望日1ヶ月前までに提出ください。
※市町村窓口がない場合は、埼玉県建築安全課へご連絡ください。

<講座に関する問合せ>
埼玉県 都市整備部 建築安全課 企画担当 電話 048-830-5524
申込書や開催までの流れなど **検索** 埼玉県 相続おしかけ講座

はじめに ご存知ですか？

実家を相続しても
住まない方が増えています

思い出のある家だけ
管理や固定資産税を
どうしよう・・・

相続関係や認知症がネックになって
売りづらくなることがあります

- 売ろうと思っても
親族間で意見がまとまらない・・・
- 売らないうちに相続人が増えて
ますます意見がまとまらない・・・
- 認知症になったために
売ることができない・・・

将来、家族に負担をかけないために
『今できること』とは？

令和元年6月から実施

埼玉司法書士会と
協力して実施

令和6年3月末時点
開催件数 233件
参加者 5,935人

実施してきた約5年間の
大半は新型コロナウイルス感染症の影響を
受けましたが、依頼は
多数ありました。

ぜひ！行政書士をご活用ください

《会員の皆様へ》



一般倫理研修受講のご案内

詳細はこちら

※一般倫理研修は、行政書士に対する信用及び品位を高めるため、全会員に5年に一度の受講が義務付けられた義務研修です。



そうだ、行政書士に相談しよう！

あなたの街の法律家「行政書士」が皆様のご相談にお応えします。



暮らしを支える、5万人の力。
～ご清聴ありがとうございました～

所有者不明土地法に基づく制度の活用状況 ～地域福利増進事業裁定事例～

緑地、広場整備（神奈川県横須賀市内）

神奈川県県土整備局事業管理部用地課

目次

1. 事業の概要・裁定までの流れ
2. 県目線で課題と感じた点
3. 事業者目線で課題と感じた点



概要 (神奈川県横須賀市)

- 事業主体: (株)TRINITY
- 地域コミュニティづくりや地域住民の介護予防等の機会提供のため、地域住民も利用できる菜園や憩いの場としての緑地整備を検討。
- 事業予定地は1筆(531㎡)で所有者(登記名義人)は1名。所有者に連絡がとれず、探索を行った結果、判明しなかった(所有者不明土地)。
- 所有者不明土地法に基づく神奈川県知事裁定により、事業者が当該所有者不明土地の使用権(10年間)を取得し、菜園及び緑地を整備。



裁定までの流れ

- ①所有者探索(令和4年7月～12月)
事業者が登記簿、住民票等を調査。探索の結果、所有者を確知できない(生死・居所とも不明)状態
- ②地域住民と事業について合意形成(令和4年8月～令和5年5月)
- ③知事に対し立入り及び障害物の伐採等の申請・許可(令和4年12月)
事業予定地に立入り、植物の伐採、測量等を実施
- ④補償金の見積り
土地1筆の土地使用権10年間分の補償金を見積り
- ⑤知事に対して裁定申請
事業計画書等の公告(令和5年12月4日)・縦覧(2月間)
- ⑥裁定
縦覧期間中に不明所有者から異議の申出がなかったため、神奈川県知事が土地使用権の取得を裁定(令和6年3月8日公告)
- ⑦土地使用権の取得
事業者が補償金を供託し、土地使用権(令和6年3月19日～)を取得



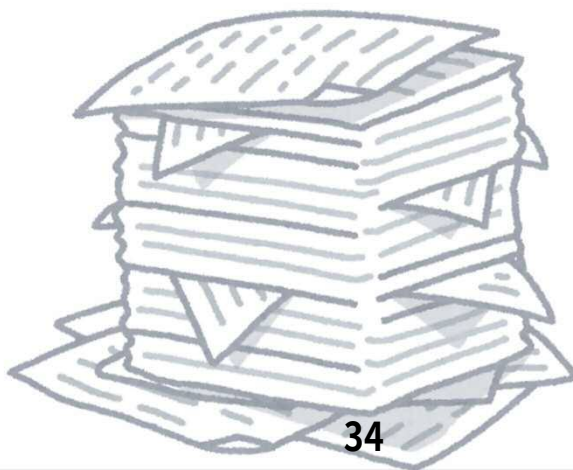
事業地の状況



事業計画を表示する図面
© 2024 (株)TRINITY

2. 県目線で課題と感じた点

- ・ 補償金の額の物価変動の考慮の方法がガイドライン上明示されておらず、どのように考慮したらよいか、最初、分からなかった。
- ・ 法第13条第2項第4号の裁定事項「～損失の補償金の額及びその支払の時期」や法第17条の「～裁定において定められた補償金の支払の時期」は、意味としては「支払の期限」になるのではないか。
- ・ 法第11条第4項及び法施行令第21条に基づく、裁定申請があった旨の事業区域内の適当な場所における「掲示」の参考様式があった方がよいのではないか。



3. 事業者目線で課題と感じた点

- ・所有者探索の際に、古い履歴を追う必要があるなど、複雑な事情がある所有者については、各自治体担当者との間での詳細なやり取りが必要であるが、その際に、該当の自治体に直接訪問し、情報収集するのは負担に感じたため、リモートでやり取りできる仕組みがあると負担が減ると思われる。
- ・所有者不明土地について、実績・知見のある土地家屋調査士、不動産鑑定士のリストを、整備していただけると、今後申請する方の利便性は向上するものと考ええる。
- ・一般市民が、ガイドラインを読み込み、規定された要件を充足するために書類準備等の膨大な作業を行うのは負担に感じた。